農業後継者育成事業積立資産活用事業

農業後継者経営発展事業に係る事業実施者の募集について

令和４年11月１日

公益社団法人ひょうご農林機構

農村・担い手部 経営支援課

　農業後継者育成事業積立資産活用事業のうち「農業後継者経営発展事業」について、令和５年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、募集の手続きを行います。採択者の決定や予算の執行は、令和５年度予算成立を前提としていますので、採択予定者の事業実施は、予算成立後、令和５年度に入ってからとなることにご留意下さい。

１　事業目的

農業の持続的発展に向けて、地域農業を支えてきた認定農業者等の後継者や地域農業推進リーダー的役割を担う青年農業士など、次世代を担う若手農業後継者の育成・確保は喫緊の課題となっています。今後の兵庫県農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現等への取組みに支援を行います。

２　事業内容

①親元新規就農者早期経営安定支援

親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟の事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図ります。（別添１参照）

②若手農業後継者経営安定化促進支援

地域農業の担い手として営農に取り組む若手農業者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を支援することにより、地域で活躍する若手農業者の経営の安定と確立を図ります。(別添２参照)

③青年農業士経営発展支援

地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展につながる整備を支援することにより、次代を担う青年農業士の規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図ります。(別添３参照)

３　応募申請資格

　　　①②③各支援の対象者の条件を満たす者（別添１、２、３参照）

４　応募申請締め切り

　　　申請締め切り：令和５年１月13日(金)

５　応募申請先

1. 親元新規就農者早期経営安定支援　：申請者所管の農業協同組合
2. 若手農業後継者経営安定化促進支援：公益社団法人ひょうご農林機構

農村・担い手部 経営支援課

③ 青年農業士経営発展支援　　　　　：　　　 　　〃

 　＊応募申請については、所管の地域農業後継者育成対策協議会(事務局：農業改良普及センター)にご相談ください。

６　事業の流れ

①親元新規就農者早期経営安定支援

実績報告

請求書

**申 請 者**

(公社)ひょうご農林機構

**Ｊ Ａ**

審査会

<開催>

(進達)

(結果通知)

地域協議会

(農業改良普及センター、市町、ＪＡ)

(申請)

(経由)

(経由)

承認通知

事業申請

ＪＡ兵庫中央会

(経由)

資金交付

[様式第1号]

[様式第7号]

[様式第8号]

(協議)

②若手農業後継者経営安定化促進支援

③青年農業士経営発展支援

実績報告

請求書

**申 請 者**

(公社)ひょうご農林機構

審査会

<開催>

地域協議会

(農業改良普及センター、市町、ＪＡ)

(申請)

承認通知

事業申請

資金交付

[様式第1号]

(助言)

[様式第8号]

[様式第7号]

　　　＊本事業については、農業後継者経営発展事業実施要領(令和5年4月1日施行予定)により実施されるものです。

７　審査

　　　事業計画の妥当性や事業効果などについて総合的に審査を行い、採択予定者を決定します。（②③事業については別表２参照）。

審査会：令和5年2月中旬[予定]

※事業承認予定は、令和5年4月1日

※審査結果は、3月上旬に通知予定

８　問い合わせ先

　　　(公社)ひょうご農林機構農村・担い手部 経営支援課

　　　 　 TEL：078-391-1222 FAX：078-391-8755

（別添１）

親元新規就農者早期経営安定支援

１　目　的

親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。

２　対象者

(1) 以下の全てを満たす者

　①親元就農(３親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者

　　　　②認定農業者、または認定新規就農者、または認定農業者の経営主(親等)との

共同申請または経営の構成員（年間農業従事日が150日以上）に位置付けら

れている者、または地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者

　　　 ③国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金）を申請しない者

(2) 但し、同一経営体から申請できるのは１回限りとする。

３　事業内容

　　 就農開始と経営の早期安定に必要な農業用機械・施設等の整備（別表１）

＊なお事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告を事業実施

翌年度から3年間提出が必要となる。

４　事業の実施期間

　　　令和５年度

５　補助対象経費

　(1) ３で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費（実施設計費、設置費、運送費含む。）とする。

 (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

６　補助率等

　　　事業実施に係る経費について、定額補助（上限1,500千円）を行うものとする。

７　採択者数

　　　30名

８　事業申請等の手続き

 (1) 農業協同組合は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。）と協議の上、申請者の選定を行う。

　(2) 申請者は、事業計画書（様式第1号）を所管の農業協同組合に申請する。

　(3) 申請者が認定農業者または認定新規就農者でない場合、事業計画書（様式第1号）と経営改善計画書（追加様式1号）を地域協議会へ提出する。 地域協議会は関係書類を確認の上、承認書（参考様式）を作成し添付する。

　(4) 農業協同組合は管内の事業計画書等を取りまとめ、兵庫県農業協同組合中央会（以下ＪＡ兵庫中央会という。）へ進達する。

（様式第１号）

令和　 年　　月　　日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）計画書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様

（農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由）

[申請者] 氏名

（生年月日：Ｓ・Ｈ 　年　 月 　日 　歳）

住所:〒

TEL(携帯電話):

FAX:

E-Mail:

農業後継者経営発展事業実施要領別記１の６に基づき、関係書類を添えて申請します。

１　就農日　　　Ｈ・Ｒ　　 年　　月　　日

□ 認定農業者　　　　[農業経営改善計画認定　　 年　 月　 (認定見込　月)]

□ 認定新規就農者　　[青年等就農計画認定　　 年　 月　 日 (認定見込 月)]

□ 認定農業者(共同申請)　[農業経営改善計画認定　 年　 月 (認定見込　月)]

□ 認定農業者(構成員に位置づけ)[　　〃　　　　　　年　 月 (認定見込　月)]

□ 地域協議会会長が認めた者[当事業経営改善計画書承認 (　　 年　 月 　日)]

　　　　※認定見込で申請した者は、資金請求時までに認定書の写しをひょうご農林機構に提出するものとする。

２　就農地及び続柄

|  |  |
| --- | --- |
| 就農地 |  |
| 経営主 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　本人との続柄： |
| ※法人名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　　※就農先が法人である場合はその名称を記入し、申請者が法人の役員であること

が記載された定款等を添付すること。

　　※当事業交付金の支払は、申請者個人名義の口座であるが、上記の場合は法人名義の口座も可とする。

３　経営類型

単位：円

４　経営改善の概要　　（現状、目標、改善内容を記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施予定時期 | 内 容 | 必要経費（消費税込） |
|  |  |  |
| 計 |  |

　　※当事業で導入する全てのものを記載すること。

５　事業内容

　本人または本人が属する経営体の経営者は、□消費税の課税事業者□消費税の免税事業者である。（どちらかに☑を記入してください）

単位：円

※当事業で導入する全てのものを項目別に記載し、合計金額を記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容(施設､機械等) | 事業量(面積､台数等) | 事業費（消費税込） |  |
| ひょうご農林機構の交付金 | 自己資金・その他(　　　　) |
|  |  | 合計 |  |  |

※消費税は事業対象外。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

６　国の事業の実施状況

　該当するものに☑を記入

* 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)を申請している。（令和　　年度）
* 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)に採択されている。（令和　　年度）
* 経営継承・発展等支援事業を申請している。（令和　　年度）
* 経営継承・発展等支援事業に採択されている。（令和　　年度）
* 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)及び 経営継承・発展等支援事業を申請していない。
* 新規就農者育成総合対策(経営開始資金)は申請しない。（申請する者は事業対象外）

７　留意事項

　該当するものに☑を記入

* 農業後継者経営発展事業実施要領、別記１を理解している。
* 当事業を実施した場合、別記１の７(６)にあるとおり、事業実施翌年度から３年間、毎年6月末までに状況報告書(様式第10号)と確定申告書等の写しを農業協同組合及びＪＡ兵庫中央会を経由して機構に提出することに同意する。
* 上記書類を期限までに提出しない場合は、資金を返還することを理解している。

【 添付書類 】

　 １ 見積書（有効期限を明記したもの）の写し

　２ 認定農業者、認定新規就農者については、それぞれ経営改善計画書と認定書又は青年等就農計画書と認定書の写しを添付すること。

認定見込者については、計画認定申請書(案)を添付し、資金請求時に認定書の写しを添付すること。

３ 上記２以外の者(地域協議会会長が認めた者)は、追加様式1号と、地域協議会長の承認書(参考様式)を添付すること。

４ 農業法人等については、申請者が法人の役員であることが記載された定款等を

添付すること。

（追加様式1号）

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）経営改善計画書

令和　 年 　月 　日

[申請者]氏名＜名称・代表者＞

（生年月日　　　年　　月　　日（　　　歳））

|  |
| --- |
| 農 業 経 営 改 善 計 画 |
| 就 農 地 | （市町名） | 農業経営開始日 | 　　　年　　月　　日 |
| 目標とする営農類型 |  |
| 経営改善の方向の概要 | (**おおむね5年後**に達成すべき農業経営の目標) |
|  | 現 状 | 目 標（　 　年） |
| 年間農業所得 | 万円 | 万円 |
| 年間労働時間 | 時間 | 時間 |
| 農業経営の規模に関する目標 | 作目・部門名 | 現 状 | 目 標（　　　年） |
| 作付面積飼養頭数 | 生産量 | 作付面積飼養頭数 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
| 経営面積合計 |  |  |  |  |
| 区 分 | 地 目 | 所 在 地 | 現 状 | 目 標（　　年） |
| 所有地 |  |  |  |  |
| 借入地 |  |  |  |  |
| 作業受託 | 作 目 | 作 業 | 現 状 | 目 標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 単純計 |  |  |
| 換算計 |  |  |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業 | 事業名 | 内 容 | 現 状 | 目 標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 生産方式に関する目標 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
| 現 状 | 目 標（　年） |
|  |  |  |
| 経営管理に関する目標 | (簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標) |
| 農業従事の態様等に関する目標 | (休日制の導入、ヘルパー制度の活用による労働負担の軽減等について)(家族経営協定を締結している場合は、家族間の役割分担等を記載) |
| 目標を達成するために必要な措置 | 事業内容(施設の設置・機械の購入等) | 規模・構造等 | 実施時期 | 事業費 | 資金名等 |
|  |  | 年　　月 | 千円 |  |
| 農業経営の構成 | 氏 名(法人の場合は役員の氏名) | 年齢 | 代表者との続柄 | 現 状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数(日) | 担当業務 | 年間農業従事日数(日) |
|  |  | (代表者) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇(年間) | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 臨時雇(年間) | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 延べ人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |

(備考)

① 「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択する。

　　○単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80％以上を占める場合）の営農類型

　　　　水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、

施設果樹、露地花き･花木、施設花き･花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

 ○複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80％に満たない場合）の営農類型

　　　　水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、

施設果樹、露地花き･花木、施設花き･花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

　　 ○上記に該当しない場合は、「その他(○○)」として記載する。

　　　　　例1：その他(きのこ菌床栽培)　例2：その他(施設野菜＋露地野菜)

② 「農業経営の構成」年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

（参考様式）

承　認　書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 様

○○地域農業後継者育成対策協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　　　　　印

次の者は農業後継者経営発展事業実施要領別記１の２に該当し、当該事業の支援対象者にふさわしいと考えますので、下記のとおり意見を付して承認します。

記

１　申請者　住所

　　　　　　氏名

（　　　　年　　月　　日生（　　歳））

２　意見

（別添２）

若手農業後継者経営安定化促進支援

１　目　的

地域農業の担い手として営農に取り組む若手農業後継者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を支援することにより、地域で活躍する若手農業後継者の経営の安定と確立を図る。

２　対象者

以下の全てを満たす者

・地域の農業青年クラブ等に積極的に参画するなど、地域活動を実践している者

・申請時の年齢が50歳未満の認定農業者（兵庫県青年農業士を除く。）

３　事業内容

　　 経営の安定化や規模拡大等に必要な農業用機械・施設等の整備（別表１）

＊なお事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告を事業実施翌年度

から3年間提出が必要となる。

４　事業の実施期間

　　　令和５年度

５　補助対象経費

　(1) ３で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費（実施設計費、設置費、運

送費含む。）とする。

 (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

６　補助率等

　　　事業実施に係る経費について、1／2以内（上限1,000千円、千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。

７　採択者数

　　　10名

８　事業申請等の手続き

　 申請者は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)の助言を得て、事業計画（様式第1号、別紙）及び見積書等を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」)に申請するものとする。

（別添３）

青年農業士経営発展支援

１　目　的

　　　　地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展を支援することにより、次代を担う青年農業士の規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

２　対象者

兵庫県青年農業士

３　事業内容

　　 経営発展(新規事業、規模拡大、省力化等)に必要な農業用機械・施設等の整備

（別表１）

＊なお事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告を事業実施翌年度

から3年間提出が必要となる。

４　事業の実施期間

　　　令和５年度

５　補助対象経費

　　　(1) ３で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費（実施設計費、設置費、運送費含む。）とする。

 　 (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

６　補助率等

　　　事業実施に係る経費について、1／2以内（上限3,000千円、千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。

７　採択者数

　　　10名

８　事業申請等の手続き

　 申請者は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)の助言を得て、事業計画（様式第1号、別紙）及び見積書等を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」)に申請するものとする。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 様

氏名

住所

農業後継者経営発展事業（若手農業後継者経営安定化促進支援・

青年農業士経営発展支援）に係る事業計画の申請について

　農業後継者経営発展事業実施要領別記２の６（別記３の６）に基づき、関係書類を添えて申請します。

注）関係書類として、別紙「農業後継者経営発展事業（若手農業後継者経営安定化促進支援・青年農業士経営発展支援）に係る事業計画書」と見積書の写し及びカタログや図面、設置場所の地図等、事業内容がわかるものを添付すること。

(別紙)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月 　日

農業後継者経営発展事業（若手農業後継者経営安定化促進支援・

青年農業士経営発展支援）に係る事業計画（実績報告）書

 [申請者]　氏名

（生年月日：Ｓ・Ｈ 　年 　 月 　日 　歳）

住所:〒

TEL(携帯電話):

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX:

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-Mail:

１　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※該当する項目に☑を記入

|  |  |
| --- | --- |
| □青年農業士 | 認定番号：　　　　　　　　　認定年度：　 年度　 |
| 役職： （　　　　年 ～　　　年）主な活動内容：　  |
| □若手農業後継者 | 所属農業青年クラブ等名： |
| 入会年：　　　　　役職名：　　　　 　　（　　　　年 ～　　　年） 主な活動内容： 　　(各種大会等での発表（大会名：　　　　　　　　　（　　年））　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①農業経営改善計画の認定 | □認定されている 　[認定：　　　　年　　月　　　] |
| ②人・農地プランについて | □中心経営体に位置付けられている　　　　[　　　　年 ～ ] |
| ③新規就農者の確保・育成の取組み※1活用年度、対象、期間等を記入※2受入年度、対象、人数、期間等を記入 ※3登録については認定年度を記入※4実績については実施年月、対象、期間等を記入 | □「雇用就農資金及び農の雇用事業」を活用している（していた）※1[　　 年度：　　　 ]□農大生等の研修（２日以上）を受入れたことがある ※2[　　 年度：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ]□新規就農者育成総合対策(就農準備資金)及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての登録がある(あった)※3[ 　年度]□新規就農者育成総合対策(就農準備資金)及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての実績がある※4[ 年 月～　年　月　　　　　　　　 　　　　　　　　 ] □｢地域の担い手定着応援事業｣の親方農家として登録がある※3[　　　　年度]　□｢地域の担い手定着応援事業｣の親方農家としての実績がある※4[ 年 月～　年　月　　　　　　　　　　　　　　　　　 ]□｢ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)｣の親方農家としての登録がある　　※3[ 　　年度]□｢ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)｣の親方農家としての実績がある　　※4[ 年 月～　年　月　　　　　　　 ] |
| ④農業後継者育成事業の実施状況 | □農業後継者地域リーダー育成事業を実施した[　　　　年度]□農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）を実施した[Ｒ　　年度]□農業後継者経営発展事業(若手農業者経営安定化促進支援)を実施した[Ｒ　　年度]□農業後継者経営発展事業(青年農業士経営発展支援)を実施した[Ｒ　　年度] |

２　農業経営の現状及び目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 |  | 農業経営開始日 | 　　　年　　月　　日 |
| 経営発展の方向の概要※「①生産性の高い農業経営の実践」「②新たな事業の取組み」については、令和４年度に実施したもの又は令和５年度に実施するものについて☑を記入。実施年度と具体的な内容を記入すること。※事業実施、翌年度から3年間、状況報告書で記入した項目等について報告すること。 | ①生産性の高い農業経営の実践 □スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を導入・活用）（Ｒ　年度：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　）□GAPの認証取得、更新、取得予定(手続き中)（Ｒ　年度　GAP： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　）②新たな事業の取組み□新たな部門（品種・作物等は付加価値額の拡大となるもの）（Ｒ　年度：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 ）　□６次産業化（農産物の価値を高め、農業者所得を向上する取組み）（Ｒ　年度：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 　　　 　）□農福連携の取組み（連携する福祉施設等と内容）（Ｒ　年度：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 　　） |
| ③規模拡大(※おおむね5年) 　□主な拡大面積等（次のいずれか顕著なもの１つに☑を記入）□施設　□水田・畑　□飼養頭数　□作業受託（　　　％増）□目標所得 （　　　％増((b-a)/(a)) |
|  | 現 状 | 目 標（　 　年） |
| 年間農業所得 | 万円(a) | 万円(b) |
| 年間労働時間 | 時間 | 時間 |
| 農業経営の規模 | 作目・部門名 | 現 状 | 目 標（　　　年） |
| 作付面積飼養頭数 | 生産量 | 作付面積飼養頭数 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 | (c) |  | (d) |  |
| 区 分 | 地 目 | 所 在 地 | 現 状 | 目 標（　　年） |
| 所有地 |  |  |  |  |
| 借入地 |  |  |  |  |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業 | 事業名 | 内 容 | 現 状 | 目 標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 機械・施設 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
| 現 状 | 目 標（　年） |
|  |  |  |
| 農業経営の構成 | 氏 名(法人の場合は役員の氏名) | 年齢 | 代表者との続柄 | 現 状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数(日) | 担当業務 | 年間農業従事日数(日) |
|  |  | (代表者) |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇(年間) | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 臨時雇(年間) | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 延べ人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |

３　事業目的(効果)

|  |
| --- |
|  |

４　事業内容

本人または本人が属する経営体の経営者は、□消費税の課税事業者□消費税の免税事業者である。（どちらかに☑を記入してください）

単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 規模・構造等 | 実施時期 | 事業費(消費税込) |
|  |  | 　　　 月 |  |

　※消費税は事業対象外。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

【 添付資料 】

 <事業計画>①見積書（有効期限を明記したもの）の写し

　　　 ②カタログや図面、設置場所の地図等、全ての事業内容がわかるもの

　 <実績報告>①領収書等の写し(全ての資金の使途がわかるもの)

　　　　　　　②写真等(全ての事業内容がわかるもの（車台番号を含む))

５　事業費

単位：円

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（消費税込）　 | ※助成金は千円未満切り捨て |
| 交付予定額 | 自己資金 | その他（　　　） |
|  |  |  |  |

６　留意事項

　該当するものに☑を記入

* 農業後継者経営発展事業実施要領、別記２を理解している。
* 農業後継者経営発展事業実施要領、別記３を理解している。
* 当事業を実施した場合、別記2・3の７(5）にあるとおり、事業実施翌年度から３年間、毎年6月末までに状況報告書(様式第９号)と確定申告書等の写しを機構に提出することに同意する。

□ 上記書類を期限までに提出しない場合は、資金を返還することを理解している。

(別表１)

　助成対象

|  |  |
| --- | --- |
| 施設 | ・園芸施設（パイプハウス等）　・園芸施設の附帯設備・果樹棚・その他必要と認められる施設（出荷調製作業施設等）＊中古設備（修繕）可＊修理、撤去等含む |
| 農業用機械 | ・農業経営に必要な農業用機械・農業用トラック以上については、＊中古機械（修繕）可＊アタッチメントのみ可 |
| その他 | ・家畜の購入及び増頭に要する経費・果樹の優良品目・品種への改植や新植に要する経費（深耕・整地費、土壌改良資材、苗木代、植栽費等の経費）・その他必要な資材 |

（別表２）配分基準表　　(1) 若手農業後継者経営安定化促進支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 点数 |
| 1. 申請者

15 | ア 役員の実績 |
|  | (ｱ)兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の会長をしている・した | 6 |
| (ｲ)兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の役員をしている・した | 5 |
|  | (ｳ)農業青年クラブ等の会長をしている・した | 4 |
| (ｴ)農業青年クラブ等の役員の経験が5年以上ある | 3 |
| イ 農業青年クラブ等での活動状況 |
|  | 1. 全国青年農業者会議等で意見・プロジェクト発表をしたことがある
 | 4 |
| (ｲ)近畿地域農業青年会議等で発表をしたことがある | 3 |
| (ｳ)兵庫県技術交換大会等で発表をしたことがある | 2 |
| ウ 人・農地プランについて |
|  | (ｱ) 中心経営体に位置付けられている | 5 |
| 1. 新規就農者等の支援

17 | ア 新規就農者の確保・育成の取組み　[複数選択可] |
|  | (ｱ)雇用就農資金及び農の雇用事業等を活用している・していた　且つペナルティーを受けていない　　　　　【雇用就農支援】 | 3 |
|  | (ｲ)農大生等の研修(2日以上)を受入れたことがある 　　　　　　　　　　【就農への啓発】　 | 3 |
|  | (ｳ)新規就農者育成総合対策(就農準備資金)等の研修機関としての登録がある 【独立・雇用就農支援】 | 3 |
|  | (ｴ)新規就農者育成総合対策(就農準備資金)等の研修機関としての実績がある 【独立・雇用就農支援】 | 2 |
|  | (ｵ)地域の担い手定着応援事業の親方農家としての登録がある 　　　　　 【定着支援】 | 2 |
|  | (ｶ)地域の担い手定着応援事業の親方農家としての実績がある 　　　　　　　　 　 【定着支援】 | 1 |
|  | (ｷ)ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての登録がある 【就農への啓発】 | 2 |
|  | (ｸ)ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての実績がある 【就農への啓発】 | 1 |
| 1. 経営発展の内容

18 | ア 生産性の高い農業経営の実践　[複数選択可] |
|  | (ｱ)スマート農業機械を導入している | 3 |
|  | (ｲ)GAPの認証を取得、更新及び取得予定(手続き中) | 3 |
| イ 新たな事業の取組み　[複数選択可] |
|  | (ｱ)新たな部門(付加価値額の拡大)に取り組んでいる | 3 |
|  | (ｲ)６次産業化に取り組んでいる | 2 |
|  | (ｳ)農福連携に取り組んでいる | 1 |
| ウ 経営規模の拡大（目標）※施設、水田・畑、飼養頭数、作業受託のうち顕著なものを1つ選択 |
|  | (ｱ)経営面積（施設）を20％以上拡大 | 3 |
| (ｲ)経営面積（施設）を1～20％未満拡大 | 2 |
| (ｳ)経営面積（水田・畑）を20％以上拡大 | 2 |
| (ｴ)経営面積（水田・畑）を1～20％未満拡大 | 1 |
| (ｵ)飼養頭数を20％以上増頭 | 2 |
| (ｶ)飼養頭数を1～20％未満増頭 | 1 |
| (ｷ)作業受託面積を20％以上拡大 | 1 |
| エ 目標所得の拡大率 |
|  | (ｱ)50％増し以上 | 3 |
| (ｲ)25％増し以上 | 2 |

(2) 青年農業士経営発展支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 点数 |
| 1. 申請者

15 | ア 兵庫県青年農業士会役員の実績 |
|  | (ｱ)青年農業士会の会長をしている・した | 5 |
| (ｲ)副会長をしている・した | 4 |
| (ｳ)理事・監事をしている・した | 3 |
| イ 農業経営改善計画の認定 |
|  | (ｱ)本人が認定農業者である（申請中である） | 5 |
| ウ 人・農地プランについて |
|  | (ｱ)中心経営体に位置付けられている | 5 |
| 1. 新規就農者等の支援

17 | ア 新規就農者の確保・育成の取組み　[複数選択可] |
|  | (ｱ)雇用就農資金及び農の雇用事業等を活用している・していた　且つペナルティーを受けていない　　　　　【雇用就農支援】 | 3 |
|  | (ｲ)農大生等の研修(2日以上)を受入れたことがある 　　　　　　　　　　【就農への啓発】　 | 3 |
|  | (ｳ)新規就農者育成総合対策(就農準備資金)等の研修機関としての登録がある 【独立・雇用就農支援】 | 3 |
|  | (ｴ)新規就農者育成総合対策(就農準備資金)等の研修機関としての実績がある 【独立・雇用就農支援】 | 2 |
|  | (ｵ)地域の担い手定着応援事業の親方農家としての登録がある 　　　　　 【定着支援】 | 2 |
|  | (ｶ)地域の担い手定着応援事業の親方農家としての実績がある 　　　　　　　　 　 【定着支援】 | 1 |
|  | (ｷ)ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての登録がある 【就農への啓発】 | 2 |
|  | (ｸ)ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての実績がある 【就農への啓発】 | 1 |
| ③ 経営発展の内容18 | ア 生産性の高い農業経営の実践　[複数選択可] |
|  | (ｱ)スマート農業機械を導入している | 3 |
|  | (ｲ)GAPの認証を取得、更新及び取得予定(手続き中) | 3 |
| イ 新たな事業の取組み　[複数選択可] |
|  | (ｱ)新たな部門(付加価値額の拡大)に取り組んでいる | 3 |
|  | (ｲ)６次産業化に取り組んでいる | 2 |
|  | (ｳ)農福連携に取り組んでいる | 1 |
| ウ 経営規模の拡大（目標）※施設、水田・畑、飼養頭数、作業受託のうち顕著なものを1つ選択 |
|  | (ｱ)経営面積（施設）を20％以上拡大 | 3 |
| (ｲ)経営面積（施設）を1～20％未満拡大 | 2 |
| (ｳ)経営面積（水田・畑）を20％以上拡大 | 2 |
| (ｴ)経営面積（水田・畑）を1～20％未満拡大 | 1 |
| (ｵ)飼養頭数を20％以上増頭 | 2 |
| (ｶ)飼養頭数を1～20％未満増頭 | 1 |
| (ｷ)作業受託面積を20％以上拡大 | １ |
| エ 目標所得の拡大率 |
|  | (ｱ)50％増し以上 | 3 |
| (ｲ)25％増し以上 | 2 |